



2024年5月10日

各 位

会 社 名 日立造船株式会社
代表者名 取締役社長兼COO 桑 原 道
(コード番号：7004、東証プライム)
問合せ先 執行役員 経営企画部長 宮 崎 寛
(TEL 06-6569-0005)

当社取締役および執行役員に対する株式報酬制度の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役および執行役員（社外取締役および国内非居住者を除きます。以下総称して「対象取締役等」といいます。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を2024年6月20日開催予定の第127回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

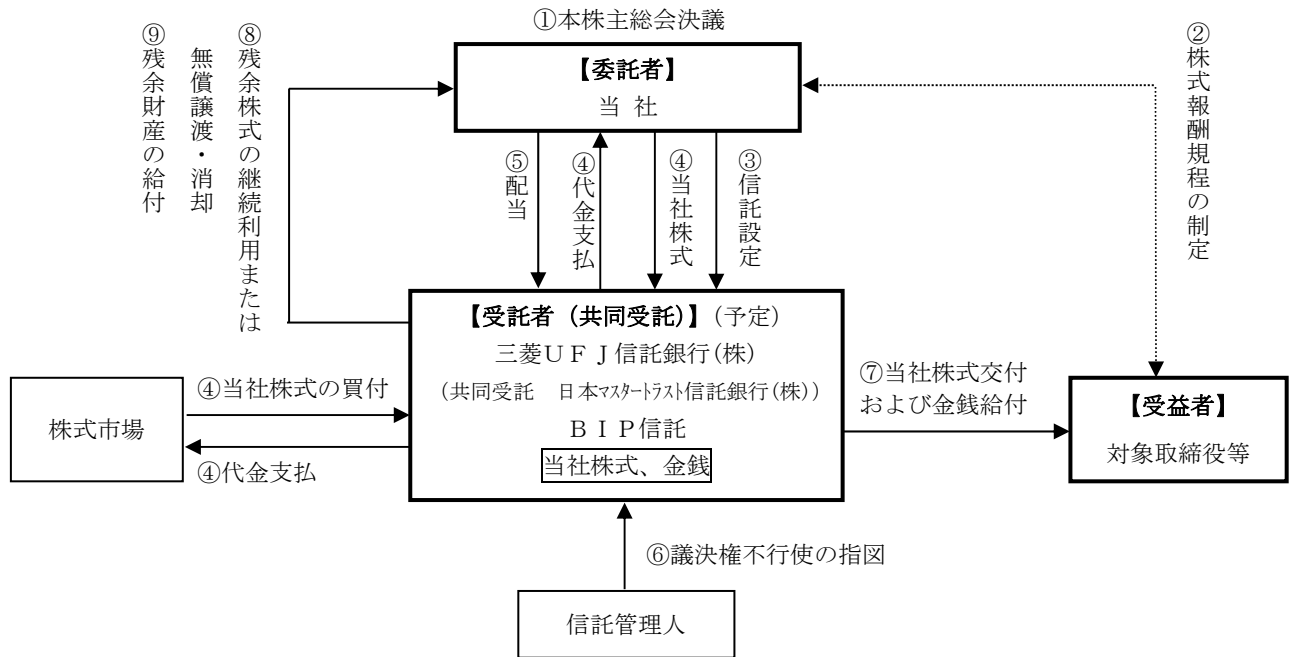
1. 本制度の導入について

- (1) 当社は、対象取締役等を対象に、中長期的な業績向上と企業価値の最大化への貢献意識を高めることを目的とした、透明性・客観性の高い役員報酬制度として、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において本制度の導入に関する議案の承認を得ることを条件といたします。
- (3) 本制度を導入するにあたり、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。

本制度は、対象取締役等の役位に応じて当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を対象取締役等に交付および給付（以下「交付等」といいます。）する株式報酬制度です。

※ 本制度が導入された場合には、当社の対象取締役等の報酬は、「定額報酬」、「業績連動型賞与」および「業績連動型株式報酬」により構成されます。

2. B I P 信託の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬に係る必要な決議を得ます。
- ② 当社は、本制度の導入に関して、取締役会において役員報酬に係る株式報酬規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、対象取締役等に対する報酬の原資となる金銭を信託し、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を当社または株式市場から取得します。
なお、本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、対象取締役等は株式報酬規程に従い、対象取締役等の役位および業績目標達成度等に応じたポイント数の付与を受け、受益者要件を充足した場合に、かかるポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りポイント数に相当する数の当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧ 信託期間中の対象取締役等の減少等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡のうえ、当社はその消却を行う予定です。
- ⑨ 信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、本信託を継続せず終了する場合には、信託費用準備金（信託報酬・信託費用等に充当するために、当社が拠出した資金）の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については当社および対象取締役等と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

(注) 信託期間中、受益者要件を充足する対象取締役等への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。

なお、当社は、対象取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を信託する可能性があります。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、2025年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度までの2事業年度（下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の中期経営計画に合わせて各3事業年度とし、以降同様の期間で継続する予定です。以下「対象期間」といいます。）を対象として、各事業年度に役位および業績目標達成度等に応じて対象取締役等に対して当社株式等について交付等を行う株式報酬制度です。

(2) 本制度の導入に係る本株主総会決議

本株主総会において、本信託に拠出する信託金の上限および対象取締役等に対して付与するポイントの総数の上限その他必要な事項を決議します。

なお、信託期間の延長を行う場合（下記（4）b）に定めます。）は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことを取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

対象取締役等は、以下の受益者要件を充足していることを条件に、所定の受益者確定手続を経たうえで、株式交付ポイント数（下記（5）に定めます。）に相当する当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

- ① 制度開始日以降の対象期間中、対象取締役等として在任していること（制度開始日以降に新たに対象取締役等になった者を含みます。）
- ② 解任により退任した者、在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ③ その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

(4) 信託期間

a) 当初の信託期間

本制度に基づき設定する本信託の信託期間は、2024年8月（予定）から2026年8月（予定）までの約2年間とします。

b) 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、原則として、その時点において当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度が新たな対象期間となり、当該新たな対象期間に対応する期間について本信託の信託期間を延長し、当社は延長された期間ごとに、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き新たな対象期間について、対象取締役等に対するポイントの付与および当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了のものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

(5) 対象取締役等に交付等が行われる当社株式等の数

対象取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、株式報酬規程に従い、役位および業績目標達成度等に応じて付与されるポイント数により定まります。付与されるポイント数は、業績目標の達成度等に応じて0～200%の範囲で変動し、非財務価値等の評価に応じ

て、別途加減算のうえ、算定します。なお、当初の対象期間については、連結営業利益率および連結売上高の業績達成度ならびに非財務価値等の評価を業績評価指標とする予定です。2026年3月31日で終了する事業年度以降の対象期間については、その時点の中期経営計画を基に取締役会において定めます。

なお、1ポイントは当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について、信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数および下記(7)の交付等を行う当社株式等の数の上限を調整いたします。

(6) 本信託に拠出する信託金の上限額および付与するポイント総数の上限

信託期間内に当社が本信託に拠出する信託金の合計額および本信託において対象取締役等に付与するポイントの総数は、以下の上限に服するものとします。

a) 信託期間内に当社が本信託に拠出する信託金の上限額

225百万円に対象期間の事業年度数を乗じた金額(※1)(※2)

※1 当初の対象期間においては、2事業年度を対象として合計450百万円となります。

※2 信託金の上限額は、現在の当社取締役等の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

b) 1事業年度当たりに対象取締役等に対して付与するポイント総数の上限

180,000ポイント(※3)(※4)

※3 当初の対象期間においては、2事業年度を対象として合計360,000ポイントとなります。

※4 信託期間において、本信託が取得する株式数は、かかる1事業年度当たりに対象取締役等に対して付与するポイント総数の上限に、信託期間の年数を乗じた数に相当する株式数を上限とし、本信託の継続を行う場合も同様とします。

(7) 対象取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

上記(3)の受益者要件を充足した対象取締役等は、在任期間中の一定の時期に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から株式交付ポイント数の一定の割合の当社株式の交付を受け、残りの株式交付ポイント数に相当する株式数の当社株式については、本信託内で換価したうえで、本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による株式の取得は、上記(6)の信託金の上限額および取得株式数の上限の範囲内で、株式市場または当社から取得します。

(9) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用等に充てられます。

(11) 本信託の終了時の残余株式および配当金の残余の取扱い

対象期間における対象取締役等の減少等により、本信託の終了時(信託期間の延長が行われた場合には延長期間の満了時)に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを

予定しております。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社および対象取締役等と利害関係のない団体へ寄附することを予定しております。

[ご参考]

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 対象取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 対象取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2024年8月（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2024年8月～2026年8月（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 2024年8月（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しない |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の上限額 | 450百万円（予定）（信託報酬・信託費用等を含みます。） |
| ⑬ 株式の取得方法 | 株式市場または当社から取得 |
| ⑭ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑮ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上